

# 要綱・会則・規則等

## 全国健康福祉祭開催要綱

厚生省発政第22号  
昭和62年10月17日

一部改正 老発1214第1号  
27ス庁第212号  
平成27年12月14日

### 1 目的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

### 2 主催等

- (1) 祭典の主催者は、厚生労働省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- (2) 祭典の共催者は、スポーツ庁とする。
- (3) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

### 3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

### 4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

### 5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として1週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによるのが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

### 6 参加者

祭典の主たる参加者は、60歳以上の者とする。但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

### 7 事業の内容等

- (1) 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生

きが関連イベント及び健康・福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

#### ① 健康関連イベント

- ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。
  - (ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。
  - (イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこと。
  - (ウ) 高齢者の身体的状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。

また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

#### イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。

この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるように配慮するものとする。

#### ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

#### ② 福祉・生きがい関連イベント

- ア 高齢者作品展を行う。
 

この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。

#### イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。

この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の

交流等の面に配慮するものとする。

③ 健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

## 8 祭典の標章

- (1) 祭典のイメージ形成・定着を図るため標章を定める。
- (2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

## 9 参加者の募集・選定

(1) 厚生労働省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する。

(2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集・選定を行い、開催地都道府県に通知する。

## 10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

## 11 実施要綱

(1) 祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省および長寿センターと協議してこれを決定する。

(2) 開催地都道府県は、実施要綱を決定したときは、遅延なくスポーツ庁に通知するものとする。

# ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省発政第22号）に基づき、第36回全国健康福祉祭鳥取大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること。
- (2) 「健康関連イベント」、「福祉・生きがい関連イベント」、「健康、福祉・生きがい共通イベント」及び「オリジナルイベント」の運営に関すること。
- (3) 総合開会式及び総合閉会式に関すること。
- (4) 選手、役員等の宿泊、輸送、医事衛生及び警備防災に関すること。
- (5) 厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センターその他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的を達成するために必

要な事業に関すること。

## 第2章 組 織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、鳥取県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 10名以内
- (2) 常任委員 30名以内
- (3) 監事 2名以内

2 副会長及び常任委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 委員
- (2) その他会長が特に必要と認める者

3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき

は、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、実行委員会の運営のために必要な事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。  
(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、実行委員会設立の日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、委員(第4条第3項第3号に掲げる委員を除く)及び監事が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(参与)

第8条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に助言を行う。

4 参与の任期は、第7条の規定を準用する。

### 第3章 会 議

(会議)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること。
- (2) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

4 総会は会長、副会長、常任委員及び委員(以下「委員等」という。)の過半数の出席をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委

員は、代理人に表決を委任するか、又は書面で議決に加わることができる。この場合、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

3 常任委員会に副委員長を置き、常任委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、常任委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 常任委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。

9 第7条の規定は、常任委員会の委員の任期について準用する。

10 前条第4項、第5項、第6項及び第7項の規定は、常任委員会の会議について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会の委員長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査審議し、その結果を常任委員会に答申する。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員会の委員の任期について準用する。

- 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会の承認を得て、常任委員会の委員長が別に定める。

#### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

(常任委員会の委員長の専決処分)

第14条 常任委員会の委員長は、常任委員会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

- 2 常任委員会の委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の常任委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会 計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収

入をもって充てる。

(監査)

第17条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解 散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散する。

- 2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産の処分については、鳥取県において決定する。

#### 第8章 補 則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この会則は、令和4年8月1日から施行する。  
2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定に関わらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。  
3 この会則は、令和6年4月1日から施行する。

## ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会会則第11条第7項第3号及び第12条第5項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会が各委員会に付託及び委任する事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名  
(2) 副委員長 若干名  
2 委員長及び副委員長は、実行委員会の会長(以

下「会長」という。)が委嘱する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会

長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第2条関係) 専門委員会の種類並びに付託事項及び委任事項

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務・企画 専門委員会	1 総務・企画の基本的な計画に関する事 2 広報及び県民参加の基本的な計画に関する 3 他の専門委員会の所管に属さないこと。	1 総務・企画に係る計画の推進に関する事 2 広報及び県民参加に係る計画の推進に関する 3 他の専門委員会の所管に属さないことの推進に關 すること。
式典・事業 専門委員会	1 総合開会式・閉会式等に係る基本的な計画 2 交流大会に係る基本的な計画に関する事 3 その他実施イベントの基本的な計画に關 すること。	1 総合開会式・閉会式等に係る計画の推進に關 すること。 2 交流大会に係る計画の推進に関する事 3 その他実施イベントの計画の推進に關 すること。
宿泊・輸送等 専門委員会	1 宿泊の基本的な計画に関する事 2 輸送の基本的な計画に関する事 3 医事衛生の基本的な計画に関する事 4 警備防災の基本的な計画に関する事。	1 宿泊に係る計画の推進に関する事 2 輸送に係る計画の推進に関する事 3 医事衛生に係る計画の推進に関する事 4 警備防災に係る計画の推進に関する事。

## ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局規程

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会会則第15条第2項の規定に基づき、ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局(以下「事務局」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 組 織

(事務局)

第2条 事務局は、鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 実行委員会の連絡調整に関する事。
- (2) 事業計画及び予算の作成に関する事。
- (3) 事業報告及び決算の作成に関する事。
- (4) 実行委員会の会計に関する事。
- (5) その他大会の開催に関する事。

(職員)

第4条 事務局に、次の職員(以下「事務局職員」という。)を置く。

- (1) 事務局長  
鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局長

(2) 事務局次長

鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局次長

(3) 事務局員

鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局員

(4) 出納員

鳥取県地域社会振興部ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局課長補佐

2 事務局長は、特に必要があると認めるときは、鳥取県職員以外の者を、事務局員として指定することができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、分掌事務を行う。

### 第3章 事務の決裁

(専決)

第6条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 事業の実施計画、実施方針及び進行管理に関する事。
- (2) 予算の執行に関する事。

- (3) 契約の締結及び助成金等に関すること。
  - (4) 予算の流用に関すること。
  - (5) 収入に関すること。
  - (6) 支出に関すること。
  - (7) 事務局職員の旅行命令に関すること。
  - (8) 通知、申請、照会、回答、依頼等に関すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関すること。
- 2 事務局次長は、前項の(1)から(9)の事項のうち、軽易なものと認められる事項について、専決することができる。
- 3 前2項に定めのないものについては、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の例による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、会長の決裁を受けるものとする。
- （代決）

第7条 緊急の場合において事務局長が決裁することができない場合は、事務局次長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規程にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について会長又は事務局長の指示を受けたもの又は緊急を要するものについては、この限りではない。

#### 第4章 文書及び公印

（記号及び番号）

第8条 文書には、「ね鳥実」の記号及び会計年度ごとの一連番号を付けなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

（編さん及び保存）

第9条 事業の処理が完結した文書は、保存しなければならない。

- 2 完結文書は、実行委員会解散後、鳥取県地域社

会振興部ねりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局に引き継ぎ、保存年限に応じて保存しなければならない。

（公印）

第10条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理は、事務局次長が行うものとする。

（準用）

第11条 前3条に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いに関しては、鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）及び鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）等の例による。

#### 第5章 服務、旅費等

（服務及び勤務時間）

第12条 職員の服務及び勤務時間は、鳥取県職員の例による。

（旅費）

第13条 事務局職員がその職務のため出張したときの旅費については、鳥取県職員の例による。

（費用弁償）

第14条 役員及び委員等が会務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、鳥取県職員の例による。

#### 第6章 補 則

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月30日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月16日から施行する。

別表第1（第10条関係）

公印の種類	形状	寸法
実行委員会会長印	正方形	24ミリメートル角
実行委員会会長印(縦書き)	同 上	28ミリメートル角
実行委員会事務局長印	同 上	24ミリメートル角
実行委員会出納員印	同 上	同 上